

## 視聴覚教材等の貸出に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大垣地区視聴覚教育協議会(以下「協議会」という)が所有する、視聴覚教材及びプロジェクター等の機器(以下「視聴覚教材等」という)の貸出について、必要な事項を定めるものである。

### (貸出機器)

第2条 視聴覚教材等は、別紙のとおりとする。

### (貸出対象)

第3条 視聴覚教材等の貸出対象は、次の各号いずれにも該当する大垣地区管内の団体とする。

- (1)大垣地区管内において実施されるものであること。
- (2)視聴覚教育能力の向上を目的とするものであること。

### (貸出禁止)

第4条 次の各号に該当する場合は、視聴覚教材等の貸出を禁止する。

- (1)営利を目的とする場合
- (2)特定の政党・宗教のために使用する場合
- (3)その他、協議会が適当と認める場合

### (貸出方法)

第5条 視聴覚教材等の貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用を希望する日の1月以内に視聴覚教材等利用(更新)申請書(第1号様式)を協議会へ提出するものとする。

### (貸出料)

第6条 貸出料金は、原則として無料とする。ただし、往復輸送費がかかる場合は、申請者の負担とする。

### (貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として貸出日から4日以内とする。

### (貸出本数)

第8条 貸出本数は、原則として3本以内とする。ただし、協議会の承認を得た場合はこの限りではない。

### (転貸の禁止)

第9条 申請者は、貸出を受けた視聴覚教材等を第三者に転貸してはならない。

(視聴覚教材等の利用)

第10条 申請者は、視聴覚教材等の管理及び使用にあたっては、善良な管理者としての注意を行い、また、適正な使用を遵守することとする。

(利用報告)

第11条 申請者は、視聴覚教材等を利用した場合、視聴覚教材等利用報告書(第2号様式)を協議会へ提出するものとする。

(事故報告および弁償)

第12条 申請者は、貸出した視聴覚教材等について、故障、紛失、破損等の事故が生じた場合は、速やかに協議会へ報告するとともに、その指示を受けるものとする。

2 協議会は前項の事故により、損害が生じた場合は、申請者、または利用者に対し相当額の弁償を求めることができる。

3 協議会は、申請者に貸出した情報機器の利用により生じた第三者への損害について、一切の責を負わないものとする。

(貸出台帳等の整備)

第13条 協議会は、視聴覚教材等の貸出状況を明確にするため、視聴覚教材等管理台帳(第3号様式)等、その他必要な書類を整備する。

(附則)

この要綱は平成21年 4月1日から施行する。

**視聴覚教材等利用（更新）申請書**

大垣地区視聴覚教育協議会 様

申請者 団体名 \_\_\_\_\_  
 責任者氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

**視聴覚教材**

次の教材を 目的のため、  
 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで借用します。

区 分	分類	教材題名	備 考

**視聴覚機器**

次の教材を 目的のため、  
 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで借用します。

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
コンパクトプロジェクター		16 ミリ映写機	
オールインワンプロジェクター		液晶プロジェクター	
ビデオデッキ		スライド	
DVDプレーヤー		OHP	
スクリーン		ビジュアルプレゼンター	
スピーカー		ポータブルPA	
CD/MDラジカセ		パソコン延長コード	
電源延長コード		レーザーポインター	

**視聴覚教材等利用報告書**

大垣地区視聴覚教育協議会 様

報告者 団体名 \_\_\_\_\_  
 責任者氏名 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

視聴覚教材等の利用結果を次のとおり報告します。

上映年月日	平成 年 月 日			時から 時まで		平成 年 月 日		時から 時まで	
上映場所									
利用目的	学校教育	教科学習 学校行事 その他( )			社会教育	学級講座 団体集会 講演と映画の会 一般映画会 その他( )			
上映対象人数	児童	生徒	青年	成人		老人	合計		
	人	人	人	男	女			人	人
区分	分類	教材題名(機器名)			使用回数	フィルム状態			
						順調	切断	傷多	流れ
意見希望欄									

備考 利用目的欄及びフィルムの状態欄は、該当のところに 印をつけること。

